

## 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、神奈川県建築基準条例における同令の引用規定を整備することとした。

### 2 改正の内容

第 28 条第 2 号中「政令第 112 条第 18 項」を「政令第 112 条第 19 項」に改めることとした。

### 3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日